

国民年金の保険料について ～お得な納付方法～



自 営業者や学生などの1号被保険者（任意加入被保険者含む）の人は、送付された納付書で保険料を自分で納めます。取扱機関に毎月納めに行くこともできますが、自宅などでも納められる電子納付も利用できます。また、口座振替の『早割』で納めたり、申し込み期限はありますが、『2年』、『1年』または『半年分』をまとめて納めると割引があります。

国民年金保険料は、**月額 16,260 円**（付加保険料は+ 400 円）

（平成 28 年 4 月現在）



便利でお得な納付方法!!

前納がお得!

2年分か1年分または半年分などまとめて前納すると、保険料が割引になります。納付書での納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。お申し込みは、振替開始希望月の前々月までにしてください。

インターネットで納付!

パソコンや携帯電話、Pay-easy(ペイジー)マークのついたATMから納めることもできます。ご利用の金融機関へお問い合わせください。

口座振替ならお得!

毎月金融機関に出かける手間がはぶけ、うっかり収め忘れることも防げます。また、毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月に引落とすと月額50円の割引になる、「早割」制度もあります。

クレジットカードで納付!

クレジットカード納付では「早割」は適用されません。また、2年前納、1年前納・6ヶ月前納の割引額は、現金納付の割引額となります。

保険料を納付できるところ

▽ゆうちょ▽銀行▽農協▽漁協▽信用組合▽信用金庫▽労働金庫▽コンビニエンスストア

比べてみよう! 保険料の違い!

	1年分	割引額	半年分	割引額
毎月納付	195,120 円	—	97,560 円	—
現金前納	※191,660 円	3,460 円	※96,770 円	790 円
口座早割	194,520 円	600 円	97,260 円	300 円
口座前納	※191,030 円	4,090 円	※96,450 円	1,110 円

※前納の申し込み：▶1年前納=4月末(口座は2月末日) ▶半年分=10月末(口座は8月末日)
 *平成29年4月より口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、2年前納が可能になります。申し込みは平成29年1月を予定しています。
 *平成28年4月における2年前納の割引額は15,690円でした。

お問い合わせ 市民生活課 年金係 ☎72-3751 (内線160、162)

【お詫びと訂正】広報みやこじま1月号の表紙に誤りがありました。お詫びして訂正致します。
 ・2016年(平成29年)→2017年(平成29年) ・下地小学校5年生30人→下地小学校5年生32人

マイナンバーを記載した申告書の提出時の本人確認書類について

市民税・県民税の申告について、社会保障・番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、平成29年度市民税・県民税の申告に、マイナンバーの記載が必要になりました。マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、番号とご本人であることの確認をさせていただきますので、「番号確認」と「身元確認」ができるものをお持ちください。

1. 本人が申告に来られる場合

個人番号カードをお持ちの人は、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。お持ちでない人は、番号確認で使用する通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しと、身元確認で使用する運転免許証などを用意してください。

確認方法①

番号確認と身元確認

個人番号カード



「番号確認」と「身元確認」が個人番号カードのみでできます。

確認方法②

番号確認

個人番号通知カード



または
個人番号が記載された住民票の写し

身元確認

本人の写真付き確認書類

- ・運転免許証
 - ・写真付住基カード
 - ・在留カード
 - ・パスポート
- などの写真付きの身元確認証のうちいずれか1つ

+

本人の写真なし確認書類

- ・健康保険証等
 - ・写真なし資格証
 - ・年金手帳
 - ・源泉徴収票
- などの写真なしの身元確認証のうちいずれか2つ

2. 郵送で提出する場合

・郵送での提出の場合は、上記「1. 本人が申告に来られる場合」の必要書類の写しを添付してください。

3. 代理人が申告に来られる場合

代理人が申告に来られる場合は、本人の番号確認に必要な書類のほか、代理人の身元確認と、代理権の確認のための書類(委任状)が必要になります。

番号確認

本人の個人番号を確認できるもの

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号の記載された住民票の写し

上記のうちいずれか1つ

代理人の身元確認

代理人の写真付き確認書類

- ・運転免許証
 - ・写真付住基カード
 - ・在留カード
 - ・パスポート
- などの写真付きの身元確認証のうちいずれか1つ

+

代理人の写真なし確認書類

- ・健康保険証等
 - ・写真なし資格証
 - ・年金手帳
 - ・源泉徴収票
- などの写真なしの身元確認証のうちいずれか2つ

代理権確認

代理権

- 税理士等の場合**
- ▶ 税務代理権限証明書
- 法定代理人の場合**
- ▶ 戸籍謄本
- ▶ 資格を証明する書類
- 任意代理人の場合**
- ▶ 委任状

お問合せ：税務課 市民税係 ☎72-3751(内136/146)